

特別な配慮が必要な児童の保護者の方へ

新宿区は、心身に障害がある児童及び特別に配慮を要する児童の学童クラブの利用について必要な事項を定め、それに基づき受け入れ可能と判断された児童を学童クラブに受け入れております。(ただし、施設面で希望学童クラブを変更していただく場合があります。) 利用にあたっては、学童クラブにおける適切な保護育成を実施するため、学童クラブ障害児等利用審査会を実施します。

その他支援のための制度もありますので、ご相談ください。

【対象】 ①～③の要件をすべて満たしている児童

- ① 区内に居住し、保護者の就労や疾病等のため学童クラブの利用時間に家庭において継続的な保護が受けられない小学生
- ② 障害等の程度が、おおむね新宿区学童クラブ障害児等利用要綱に定める範囲内であって、集団生活が可能と認められる児童
- ③ 自力で学童クラブへ通うことが可能である児童（保護者及び保護者が認めた方の付き添いが可能であるものを含む。）

【審査会】

①利用の要件、②障害児等の保護育成に必要と思われる学童クラブの施設設備及び職員の配置の必要の有無、③利用開始後の指導等について審査、協議します。

☆参考☆ その他支援のための制度

- ① 新宿区ファミリー・サポート・センター（新宿区社会福祉協議会内）
電話 03 (5273) 3545/FAX 03 (5273) 3082
- ② 福祉部障害者福祉課 タイムケア事業・移動支援事業等
電話 03 (5273) 4583/FAX 03 (3209) 3441

【学童クラブについての問い合わせ先】
新宿区子ども家庭部子ども総合センター
子ども家庭支援課児童館運営係 障害児等担当
電話 03 (5273) 4544/FAX 03 (3232) 0666